



2019年10月1日

各 位

会 社 名 株式会社 日本取引所グループ
代表者名 取締役兼代表執行役グループ CEO 清田 瞭
(コード 8697 東証第一部)
問合せ先 広報・IR部長 宮司 和幸
(TEL (03)3666-1361)

**株式会社東京商品取引所株式に係る株式売渡請求を行うことの決定及び
当該株式売渡請求に係る同社による承認に関するお知らせ**

当社は、株式会社東京商品取引所（以下「東京商品取引所」といいます。）の株主の全員（ただし、当社及び東京商品取引所を除きます。以下「本売渡株主」といいます。）に対し、その有する東京商品取引所の普通株式（以下「本売渡普通株式」といいます。）及び無議決権株式（以下「本売渡無議決権株式」といい、「本売渡普通株式」及び「本売渡無議決権株式」を総称して「本売渡株式」といいます。）の全てを取得し、東京商品取引所の株主を当社のみとすることを目的として、会社法（平成17年法律第86号。その後の改正を含みます。以下同じです。）第179条第1項に基づき、本売渡株主に対し、その有する本売渡株式の全部を当社に売り渡す旨の請求（以下「本売渡請求」といいます。）を行うことを決定し、同法第179条の3第1項に基づき、本日付で東京商品取引所に対し本売渡請求に係る通知を行いました。また、東京商品取引所によれば、同社は当該通知を受けて、本日開催の取締役会において本売渡請求を承認する旨の決議を行ったとのことです。

なお、本売渡請求の概要は下記のとおりです。

記

1. 本売渡請求の概要

(1) 本売渡株式の対価

当社は、本売渡株式の対価として、本売渡普通株式を有する本売渡株主に対し、その有する本売渡普通株式1株につき487円の割合をもって金銭を割当交付し、本売渡無議決権株式を有する本売渡株主に対し、その有する本売渡無議決権株式1株につき48,700円の割合をもって金銭を割当交付いたします。なお、当該価格は、先月まで実施していた公開買付けと同一の価格となります。

(2) 当社が本売渡株式を取得する日

2019年11月1日

2. 今後の見通し

本売渡請求による当社の当期連結業績に与える影響は、軽微であります。

以 上